

春の

スマホ申し込み
限定!



投信口座 ・ NISA口座 開設キャンペーン

期間 2026/3/16(月) ▶ 5/29(金)

特典

期間中に「スマホ投信口座開設」で
投資信託＋NISA口座を開設した方にもれなく



1,500円分の

スーパーマーケットやコンビニの店舗で使えるポイントやギフト券に交換できる

デジタルギフトプレゼント



※すでに投信口座を開設済みの方は対象外です。



◀お申し込みはこちら 申込可能時間 7:00～23:00

※口座開設完了までに1ヵ月程度要する可能性があります。

「スマホ投信口座開設」をご利用いただけるお客さま

投資信託口座開設のお申し込みは、投資信託口座の開設を希望される方ご本人が行う必要があります。
他の金融機関で既にNISA口座をご利用の場合はNISA口座の同時申込はできません。

以下のすべてを満たす個人のお客さま(個人事業主の方を除く)とさせていただきます。

- ①『しがぎん』に普通預金口座(キャッシュカードあり)をお持ちであること。
- ②18歳以上75歳未満で日本にお住まいであること。
- ③成年後見制度を利用されていないこと。
- ④外国籍保有や外国法に基づく納税義務がないこと。(氏名にアルファベットを含むお客さまもご利用いただけません。)
- ⑤「外国の政府等において重要な公的地位にある方等(過去にその地位にあった方とそのご家族も含む)」に該当しないこと。
- ⑥『しがぎん』ダイレクト』および『しがぎん』ネット投信』をお申し込みいただけること。
- ⑦有効期限内の「マイナンバーカード」をご登録いただけること。
(氏名、住所、生年月日等の変更手続きをされていないお客さまや当行へのお届け内容と相違する場合は、ご利用いただけません。)
- ⑧メールアドレスをご登録いただけること。

※すでに滋賀銀行で投資信託口座をお持ちのお客さまは「スマホ投信口座開設」の利用はできません。

キャンペーンに関する留意事項

- 2026年5月29日(金)までにお申し込みが完了しており、2026年7月31日(金)時点でNISA口座を保有している方が対象です。
- 対象のお客さまには、2026年9月上旬ごろ、プレゼント受取用のURLをショートメッセージにてお送りいたします。
- NISA口座が税務署から非承認となった場合およびプレゼント送付までに口座閉鎖または別の金融機関に移管されている場合は対象外となります。
- 投資信託は、三重支店、新大阪支店、全代理店および海外店では取り扱いしておりません。
- プレゼントは課税対象となる場合があります。
- 当行の総合的判断により、キャンペーンの対象外となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- キャンペーンの内容は予告なく変更または中止となる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 詳しくは、滋賀銀行営業統轄部営業企画グループお客さまコンタクトデスク(0120-041-155)にお問い合わせください。

NISAに関する留意事項

- 当行のNISA口座の受入れ対象は、当行取扱いの投資信託に限られます。
 - 当行に投資信託口座がない方は投資信託口座開設後にNISA口座の開設をしてください。
 - 同一年において1人1口座(1金融機関等)に限られます。また、別の金融機関等にNISA口座内の投資信託を移管することはできません。
 - NISA口座で損失が発生した場合、その損失は税務上ないものとされ、配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。
 - 年間投資枠と非課税保有限度額が設定されており、この範囲内でNISA口座で購入した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税とされます。短期間の売買や、高い頻度で支払われる分配金を再投資する等の投資手法は、年間投資枠と非課税保有限度額をその都度費消することになるため、NISAを十分に利用できない場合があります。
 - 分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。
 - 初めてNISA口座を開設した日から10年を経過した日(10年後以降は5年経過した日ごとの日)におけるお客さまの氏名および住所を再確認させていただきます。また、その経過日から1年を経過する日までの間にその確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、新たにNISA口座へ投資信託を受入れることができません。
- (つみたて投資枠の留意事項)
- 投信積立での買付けに限られます。
 - 対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
 - 買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則年1回通知します。
- (成長投資枠の留意事項)
- 対象商品は、NISA制度の目的(安定的な資産形成)に適したものに限られるため、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託もしくは毎月分配型の投資信託は対象外です。

投資信託についての留意事項

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託の基準価額は、組入有価証券等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さま自身が負担することとなります。
- 投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。
- 手数料等の合計額は次の手数料等の合計です。1.申込手数料(申込代金の最大3.85%[税込]) 2.運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年率2.42%[税込]) 3.信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%) 4.その他の費用(監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その金額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。)
- 投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書保管書面」等により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書保管書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。
- 購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。
- 本資料は滋賀銀行が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

お問い合わせは
こちら

滋賀銀行営業統轄部営業企画グループお客さまコンタクトデスク
 0120-041-155 受付時間 平日 | 9:00~17:00

当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るにあたり、以下の機関等を利用します。

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109/03-5252-3772

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005

商号/株式会社滋賀銀行 登録金融機関/近畿財務局長(登金)第11号 所属協会/日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会

2026年3月16日現在
T340103